

容量価値売却契約書(案)

- 1 件名 エネルギー回収型廃棄物処理施設容量価値売却
- 2 供給場所 天理市岩屋町 459 番地 2
- 3 契約期間 (自) 契約締結日 ～ (至) 令和 12 年 3 月 31 日
- 4 売却期間 (自) 令和 11 年 4 月 1 日 ～ (至) 令和 12 年 3 月 31 日
- 5 契約単価 ¥ , , 円/kW (消費税込)

上記の容量価値売却について、発注者 山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「甲」という。）と受注者 ○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 発注者 天理市櫛本町 3246 番地 1

山辺・県北西部広域環境衛生組合

管 理 者 並 河 健

(乙) 受注者

(総則)

第1条 甲及び乙は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の容量価値売却について、本契約書及び仕様書に従い、日本国の法令を遵守しこの契約を履行するものとする。

(容量価値売買代金)

第2条 乙が甲に支払う容量価値売却代金は、契約単価（消費税込）に契約容量を乗じて得た額とする。

2 契約容量は、入札時想定容量の980kWを上限とし、実需給年度2年前に実施する実効性テストの結果を踏まえて決定する。

(代金の支払)

第3条 乙は、第2条第1項で定める容量価値売却代金を、令和12年3月末に甲の発行する納付書により、翌月末までに甲の指定する場所に納付しなければならない。なお、納入通知書に記載されている口座への振込による支払も認めるが、その場合の振込手数料は、乙の負担とする。

2 甲は乙が支払期限までに容量価値売却代金を支払わない場合は、遅延日数につき、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として契約単価（消費税込）に想定容量（980kW）を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札候補者が、天理市契約規則第18条に示す書類の提出を行った場合は、免除とする。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

(損害負担等)

第5条 甲の故意又は重過失による場合を除き、容量市場への供給力提供に関してペナルティが発生した場合の損害は、乙が負担すること。

(契約の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は取りを中止させることができる。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等(乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲が前項の規定により本契約を解除したときは、乙は、容量価値売却代金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(損害賠償)

第9条乙は、この契約に定める義務を履行しない等により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、容量価値売買について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第10条甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の締結及び履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又は、この契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第11条この契約の締結及び、実効性テストや発動指令等を含む本契約履行に関し、必要な費用は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議等)

第 13 条 この契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。